

ID: 0435

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	使用料の減免																	
例 規 名 根 拠 条 項	ながとスポーツ公園条例 第9条																	
例 規 番 号	平成29年条例第2号																	
【根拠条文】 (使用料の減免) 第 9 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及びながとスポーツ公園条例施行規則第 6 条の規定による。 (料金の減免) 第 6 条 条例第 9 条及び第 17 条の規定により減額し、又は免除する範囲は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th colspan="2">減免の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市が主催又は共催で使用するとき。</td> <td rowspan="2">100%</td> <td rowspan="2">入場料その他これに類する金額を徴収する場合の料金は、定額とする。 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 市スポーツ協会、市内のスポーツ協会、市内のスポーツ振興会、市内のスポーツ少年団又は市小・中学校体育連盟が主催する大会、行事等で使用するとき。</td> </tr> <tr> <td>(3) 市以外の官公庁が使用するとき。</td> <td>50%</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(4) 市が後援して使用するとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) その他市長が特に必要と認めたとき。</td> <td colspan="2">市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> 2 前項の規定により料金の減免を受けようとする者は、第 3 条第 1 項に定める使用許可申請書に必要事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。				事由	減免の率		(1) 市が主催又は共催で使用するとき。	100%	入場料その他これに類する金額を徴収する場合の料金は、定額とする。 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	(2) 市スポーツ協会、市内のスポーツ協会、市内のスポーツ振興会、市内のスポーツ少年団又は市小・中学校体育連盟が主催する大会、行事等で使用するとき。	(3) 市以外の官公庁が使用するとき。	50%		(4) 市が後援して使用するとき。		(5) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が定める額	
事由	減免の率																	
(1) 市が主催又は共催で使用するとき。	100%	入場料その他これに類する金額を徴収する場合の料金は、定額とする。 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。																
(2) 市スポーツ協会、市内のスポーツ協会、市内のスポーツ振興会、市内のスポーツ少年団又は市小・中学校体育連盟が主催する大会、行事等で使用するとき。																		
(3) 市以外の官公庁が使用するとき。	50%																	
(4) 市が後援して使用するとき。																		
(5) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が定める額																	
標準処理期間	2日																	
備考																		
設 定 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日															